

## 災害時小児周産期リエゾン活動要領の概要

參考資料2

災害時小集周産期リエゾンとは

- 大規模災害時に、被災地域において適切に総合調整が行われるよう、災害時小児周産期リエンジンの運用、活動内容等について定めたものである。

## ○ 災害時に、都道府県が小児・周産期

- 災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を通切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。
  - 平常時から当該都道府県における小児・周産期医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

活動要領の内容

- 1 背景
  - 2 本領の位置付け
  - 3 用語の定義
  - 4 災害時小児看護期  
リエゾンとは
  - 5 運用の基本方針

第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
  - 2 任命及び協定
  - 3 災害時小児周産期リエンジンの業務  
災害時小児周産期リエンジンは、以下の事項について、助言を行う。
    - (1) 平常時の医療提供体制等を踏まえた、災害時における医療提供体制の構築（都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等）
    - (2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
  - 4 研修、訓練等の実施
  - 5 EMIS等の活用のための準備

時の活動

- 1 災害時小児周産期リエンソンの招集、配置、運用  
被災都道府県は、都道府県災害対策本部の下に、  
リエンソンを配置する。

2 災害時小児周産期リエンソンの業務  
災害時小児周産期リエンソンは、以下の事項について  
助言及び調整の支援を行。.

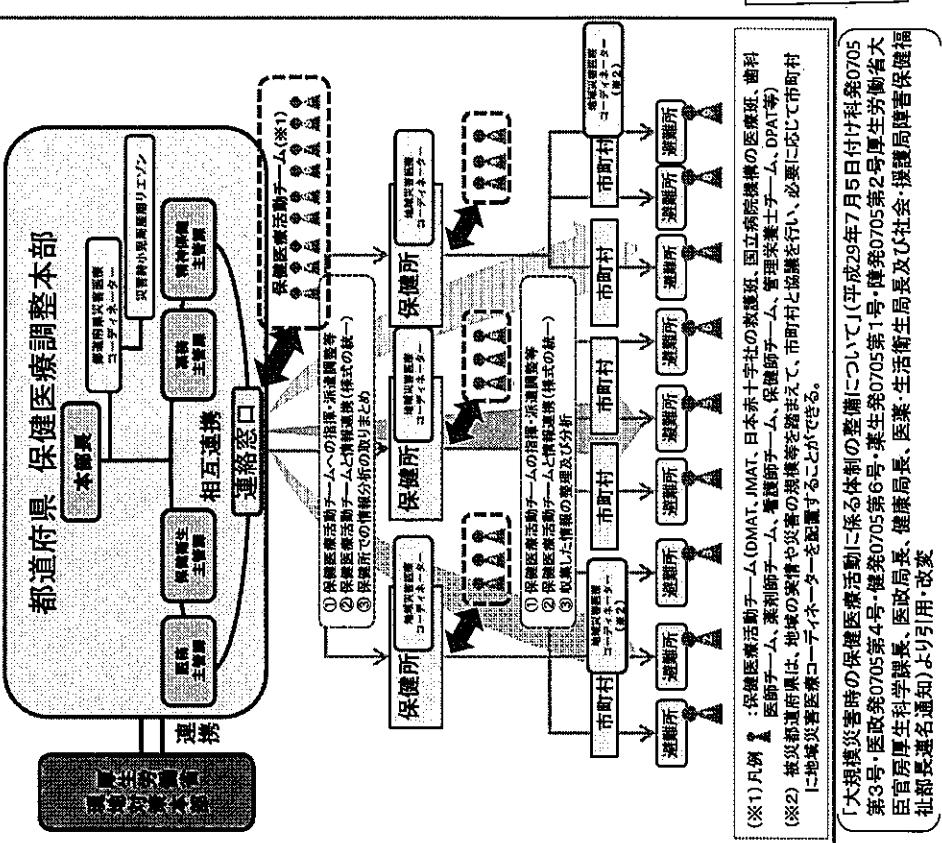
保健医師調査本部を設置し、毎時八小時作業。

- 都道府県災害医療センターと市町に、各所に設置され、火災や震災などの緊急時に備えています。

第2 平常時の準備

- （二）ハシの業務  
ハシノンは、以下の事項について、助言を行ふ。  
（一）医療提供体制の構築  
（二）医療災害対策等を踏まえた、災害時における医療提供体制の改定等）  
（三）医療防災計画及び医療計画の改定等）  
（四）学会、関係団体又は関係業者との連携の構築  
（五）準備

**災害時小児周産期リエゾンを活用した、  
大規模災害時の体制のモデル**



資料 4-2

第1章用の吉井と補導

都道府県は、災害時小児周産期リエンジンとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

【(※1) 月例】 保険医活動チーム(DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPA等)

【(※2) 被災地都道府県は、地域の災害や防災の規様等を踏まえて、市町村に協議を行い、必要に応じて市町村に地域避難医療センターを配置することができる。